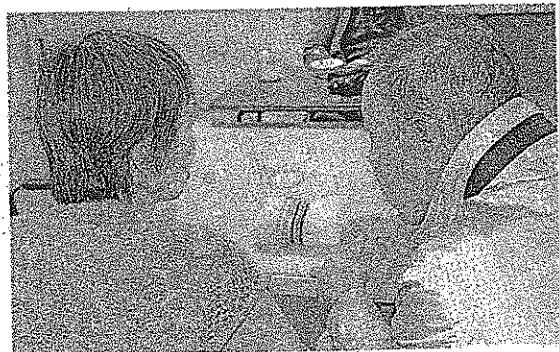


1/10 県議会選挙



特養の談話スペースで妻に語りかける小林さん（右）＝金沢市

年 介護利用 47

介護保険制度の改悪で、昨年8月から介護サービスの大額な自己負担増が高齢者を襲っています。月約4万円増えた人も。その影響は90万人にも及びます。介護の現場で聞いた悲鳴は…。

藤川良太記者

石川県金沢市に住む「すらぎホーム」に入居している小林敏則さん（仮名・70）。認知症の妻が特別養護老人ホーム「や

した。年間46万8000円では支払えず、世帯としては分かれている夫の年金やアルバイト代をつぎ込んでやつとしのげる状態に。

「私が倒れたり病気になつて入院したりすれば、自分たちだけで支払い続けられない。どうなるか本当に心配です」と小林さん。急速な負担増はなぜ起きたのか。冷酷な制度改悪が根源です。

6面につづく

小林さんの妻は、認知症が進行し、孫の洋服をトイレの便器で洗ったり、近所の道路で倒れているところを見た。施設を転々とし、申し込みから約3年後の2013年2月にやっと特別養護老人ホームに入りました。

特養では、月7万円の妻の年金收入を基準に低所得者と認定され、国から補助を受けた。施設料が抑えられてい

ました。しかし、政府は、昨年8月からこれまで「世帯分離」して「別世帯」と認めてきた配偶者の年金も合算して、収入認定するよう制度を変えました。その方が見かけ

上、収入が「アップ」し、「低所得者ではない」、補助を削減できることになります。この結果、小林さん夫婦は、生活に余裕がないものかわらす、重い負担が突然襲ってきたのであります。

果、小林さん夫婦は、介護保険の給付費抑制路線があります。安倍政権は、今回二つの方法で、介護サービスの自己負担増を行いました。

90万人に影響

りえない。施設に入っている人をこれだけ痛めつけ家族を苦しめているのに安倍(晋三)首相は『介護離職ゼロ』などよく言える

ました。しかし、政府は、昨年8月からこれまで「世帯分離」して「別世帯」と認めてきた配偶者の年金も合算して、収入認定するよう制度を変えました。その方が見かけ

上、収入が「アップ」し、「低所得者ではない」、補助を削減できることになります。この結果、小林さん夫婦は、生活に余裕がないものかわらす、重い負担が突然襲ってきたのであります。

果、小林さん夫婦は、介護保険の給付費抑制路線があります。安倍政権は、今回二つの方法で、介護サービスの自己負担増を行いました。

ました。しかし、夫婦の年金は、合わせても一方月約20万円。特養への支払いや電気代、ガス代、水道代、税金を差し引くと夫の手元に残るのは3万円程度。「これでは一日半円で

生活していくのがやらない。昔は、苦労したら花が咲くと言った

がこれじゃ苦労しても何の花も咲かない」とつぶされています。

介護サービス利用料の1割から2割負担への引き上げも、高齢者の生活設計に大きな打撃を与えています。

合計所得金額160万円以上(単身で年金收入のみの場合には280万円以上)

さんと同じく「世帯分離」で補足給付を受けたが、補助の対象外になつたからです。しかし、夫婦の年金は、合わせても一方月約20万円。特養への支払いや電気代、ガス代、水道代、税金を差し引くと夫の手元に残るのは3万円程度。「これでは一日半円で

生活していくのがやらない。昔は、苦労したら花が咲くと言った

がこれじゃ苦労しても何の花も咲かない」とつぶされています。

介護サービス利用料の1割から2割負担への引き上げも、高齢者の生活設計に大きな打撃を与えています。

合計所得金額160万円以上(単身で年金收入のみの場合には280万円以上)

首相の仕打ちひどすぎまる

低所得者対策を縮小
通帳コピー提出強要
利用料負担引き上げ

特養の自室内でいつも過ごすいすに座る竹内さん=石川県金沢市

現場からの
告発

わざかな年金も吹っ飛ぶ

一つは、低所得者を対象とする給付(補足給付)を縮小することです。これまで、住民税非課税の低所得者たいたし、介護施設の部屋代や食事代を国が補助してきました。

しかし、昨年8月から、夫婦で「世帯分離」していくと配偶者が住民税を課税されている場合②預貯金等の

を受けるには資産の把握が必要として、特養

などを入所者やその家

族に預金通帳のコピー

を提出させるなど、ア

ライバーを無視する

事態が横行し大問題となっています。

二つ目は、合計所得

金額が160万円以上の人を対象に、これまで1割

になった介護サービ

ス利用料負担を2割

に引き上げたことで

生じたものです。

日本共産党は「医療崩壊

介護難民の事態が

一つは、「世帯分離」している配偶者が住民税課税の場合、資産が一定額(例えば、単身で1000万円)を超えている場合は、補足給付の対象外にしました。

さぬに、「補足給付」を受けには資産の把握が必要として、特養などの入所者やその家族に預金通帳のコピーを提出させるなど、アライバーを無視する事態が横行し大問題となっています。

二つ目は、合計所得金額が160万円以上の人を対象に、これまで1割になった介護サービス利用料負担を2割に引き上げたことで

生じたものです。

日本共産党は「医療崩壊

介護難民の事態が

明鏡が強い反対討論を押し切り、採決を强行

し成立させた「医療・介護総合法」の結果、

女性は特養への支払

額が2倍以上の月11

月、3年間の特機を経て、それまで入っていたケアハウスから移りました。戦中生まれた

竹内さんが特養に入居したのは、09年2月。

竹内さんが特養に入居したのは、09年2月。

竹内さんが特養に入居したのは、09年2月。

竹内さんが特養に入居したのは、09年2月。

竹内さんが特養に入居したのは、09年2月。

竹内さんが特養に入居したのは、09年2月。

昨年8月に実施された介護サービスの自己負担増

①「世帯分離」している配偶者が住民税課税の場合

②預貯金等の資産が一定額(単身で1000万や夫婦で2000万)を超えている場合

利用料自己負担率の1割から2割への引き上げ

合計所得金額160万円以上(単身で年金收入のみの場合には280万円以上)

1/10

五角印壁版